



# つくば市 無電柱化条例

## ソフト事例

自治体：茨城県つくば市

種別

無電柱化  
条例

景観計画  
景観地区

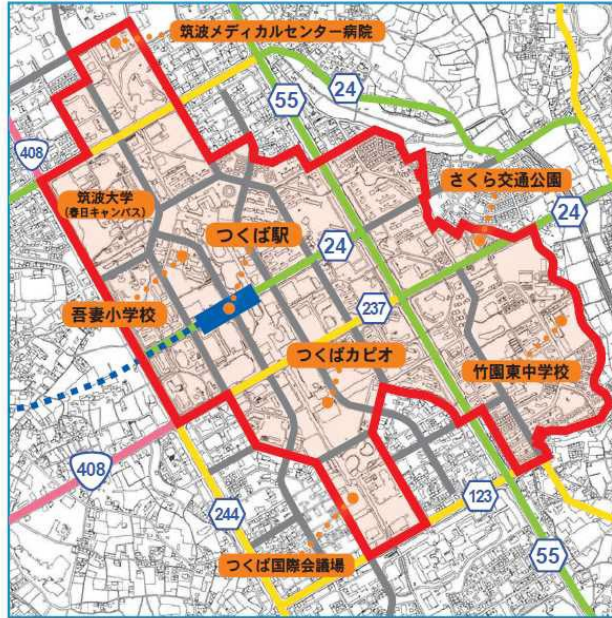
義務性

義務

努力  
義務

推進

つくば駅周辺の無電柱化区域



研究学園駅周辺の無電柱化区域



万博記念公園駅周辺の無電柱化区域



みどりの駅周辺の無電柱化区域



■つくば市無電柱化条例で定める無電柱化区域

## ●つくば市無電柱化条例の目的

都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の整備を図ることを目的に、既に無電柱化されている区域の無電柱化を維持するとともに、市内全域で無電柱化を促進するために条例を制定。

## ●無電柱化区域における制限

### 1. 無電柱化の実施

- ①電線類の敷設を要請する者は、電線類地中化のための管路、特殊部、付帯設備等を整備し、電線路を地下に埋設するための費用を負担しなければならない。
- ②内線（電気事業者または電気通信事業者以外の者が所有する電線類）を敷設する者は地中化により無電柱化しなければならない。

### 2. 街灯の設置

- ①開発行為により道路を新設し、新たに電線類を敷設する者は、当該道路を照らすため、規則で定める照度を確保した照明を設置しなければならない。

## ●無電柱化区域外における制限

### ①無電柱化に努める

下記の事項に当てはまる場合、無電柱化区域と同様に無電柱化に努めなければなりません。

- 1) 既設の電線類と新設の電線類との接続部分が既に地下に埋設されている場合
- 2) 市街化区域において1ha以上の開発行為を行う場合  
※ただし、技術的に困難な場合や工事等により一時的に使用する  
とき等については、この限りではありません。

### ②街灯の設置に努める

開発行為により道路を新設し、新たに電線類を地下に埋設する者は、規則に定める照度を確保した当該道路を照らすための照明を設置するよう努めなければなりません。

## ●リンク

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/toshikeikakubugakuenchikushigaichishinkoka/gyomuannai/2/1001966.html>